

みやき町教育大綱

令和7年度～令和11年度

楽しい子育て・あふれる人財のまち

令和 7 年 3 月 改定

み や き 町

みやき町教育委員会



I はじめに（大綱の趣旨）

（1）策定（改訂）の趣旨

みやき町では今日の町民の価値観・ライフスタイルなどの社会環境の変化や課題に対し、より適切かつ柔軟に対応すべく、新しい時代を見据えた持続可能な町づくりの基盤となる「第三次みやき町総合計画」を令和5年に策定いたしました。

まちづくりの基本理念として「未来に躍動する『共感』『協働』のまち」を掲げています。そこで、みやき町教育行政が目指すのは、子どもたちが一人ひとりの多様性を受けとめながら、様々な人や地域とつながり合い、その中で自らの個性を発揮し、確かな学力と生きる力を身に付けることです。

すべての子どもたちが自らの能力を発揮し、未来を切り開いていくことができるように、教育の充実を図り、地域全体で次世代を担う子どもたちの健全育成を進めていきます。

（2）位置づけ

この大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

（3）計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

（4）大綱の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、みやき町総合計画との整合を図りながら、適時見直しを行います。

Ⅱ 大綱の基本目標

- 1 生きる力を伸ばす教育の推進
- 2 子どもが学びやすい教育環境の整備
- 3 教育施設の設備と充実
- 4 地域に開かれた学校づくり
- 5 青少年健全育成の推進

基本目標の推進にあたっては、教育は家庭を出発点とし、学校や地域が一体となった社会全体で担うものであるという基本に立ち返り、「家庭」・「学校」・「地域」との役割分担のもと、地域社会のこれまで以上の連携と協力を努め、地域全体で子どもを育む教育の確立に努めます。

Ⅲ 主要施策

「みやき町第三次総合計画」及びその他関係個別計画等に基づき、基本目標の実現に向けて各施策を展開します。教育の分野では「楽しい子育て・あふれる人財のまち」を基本目標としており、関係機関と連携を図りながら、子育て世帯の多様なニーズに対応していきます。

また、子どもたちが、社会の急速な変化に対し、心豊かにたくましく生き、自らが考え、創造し、問題解決に向けて他者と協働していく力を身に付けていくことを目指します。

本町で育つ子どもたち一人ひとりがその個性を発揮し、確かな学力と生きる力が身に付けられるよう、教育の充実を図り、地域全体で次世代を担う子どもたちの健全育成を進めます。

1 生きる力を伸ばす教育の推進

確かな学力の定着のために、子どもたちにとって魅力があり、分かりやすい授業を積極的に展開していきます。教職員の研修を充実したりICT機器を活用したりしながら、学力の向上を図ります。また、子どもたち一人ひとりの学びを充実させるために、教職員への支援体制も整えていきます。子どもたちに学ぶ楽しさを味わわせ、生涯にわたって学び続ける子どもを育成していきます。

- (1) 教職員の資質能力の向上
- (2) 情報化社会に対応できる教育環境の提供
- (3) 教諭補助や学校生活支援員の拡充
- (4) ICT支援員の配置と活用
- (5) キャリア教育の充実「夢の教室」(用語集*①)



2 子どもが学びやすい教育環境の整備

不登校やいじめ問題解決のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応に努めます。AIを活用し、いじめや虐待等を迅速に検出し、早期に対応していきます。また、情報モラル教育については、学校と家庭で協力しながら取り組んでいきます。

一人ひとりの教育的ニーズに応えることができるように、就学前の教育相談を充実させ適切な就学を支援していきます。また、医療的ケアが必要な子どもたちが充実した学校生活を送ることができるように支援していきます。

みやき町地域スポーツ・文化クラブ(略称:地域クラブ 用語集*②)を設置し、子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動を充実させていきます。

- (1) いじめの避難訓練の実施及びAIを活用したスクリーニングの充実(用語集*③、④)
- (2) スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置(用語集*⑤、⑥)

- (3) 地域クラブの設置と活動の充実
- (4) 幼保小連絡協議会の充実
- (5) 就学前学校見学会の実施
- (6) 医療的ケアが必要な子どもへの対応
- (7) みやキッズスクールの充実(用語集*⑦)



3 教育施設の整備と充実

町立小中学校の適正規模及び適正配置など、子どもたちの未来のために、新しい教育環境づくりについて、検討を行います。また、安全・安心・快適な学校づくりが求められるため、計画的な改修・改築やICT・空調機器の整備等に努め、教育施設の充実を図ります。

- (1) 「新しい教育環境づくり」の検討
- (2) ICT機器の整備
- (3) 学校給食施設の充実
- (4) B&Gプールでの水泳学習
- (5) 町営体育施設の活用



4 地域に開かれた学校づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生の観点からも、家庭と学校、地域の連携・協働が必要です。保護者や地域住民との情報や課題を共有し、地域各種団体・組織との交流による各種体験事業等を通して、豊かな人間性・主体性を育みます。また、自然や伝統文化、地域に根差した学習を通じて、郷土愛を高めていきます。

- (1) コミュニティ・スクールの充実(用語集*⑧)
- (2) キャリア教育の充実(職業体験)
- (3) 土曜・夏休みの子ども教室の開催
- (4) 地域と連携した子どもクラブ活動の充実



5 青少年健全育成活動の推進

青少年育成町民会議活動の推進や青少年サポート隊との連携強化に努めるとともに、学校や警察等の関係機関と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。また、地域において子どもと大人が一緒になって参加する体験活動やふれあい活動を推進することにより、青少年の健やかな育成と非行防止を図ります。さらには、要保護児童対策地域協議会との連携を強化し、支援が必要な子ども、保護者に対して適切な支援を行います。

- (1) 青少年育成町民会議への支援
- (2) 青少年サポート隊との連携強化
- (3) 青少年健全育成指導員との連携強化
- (4) 要保護児童対策地域協議会との連携強化



用 語 集

番号	P	用語	意味
*①	3	夢の教室	様々な競技の現役選手/OB/OGなどが「夢先生」として登壇し「夢を持つことや、その夢に向かって努力することの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」などを伝えていく。子どもたちが自分の夢について考える学習である。
*②	3	みやき町地域スポーツ・文化クラブ（略称：地域クラブ）	学校部活動とは切り離れた地域主体の組織である。休日に地域の団体・指導者が指導を行う。事務局はみやき町教育委員会内に置く。
*③	3	いじめの避難訓練	子どもたちがいじめから逃れるための訓練のこと。そこで2年に1回、みやき町内の教職員にいじめの避難訓練の研修会を開催し、各学校でいじめの避難訓練を実施している。
*④	3	AI を活用したスクリーニング	いじめ、虐待、貧困を未然に防ぐために、全国のデータに基づいて、児童・生徒の状況を AI が識別し、適切な支援につなげるためのシステムのことである。みやき町立小中学校すべての児童・生徒を対象としている。本町では、大阪公立大学山野研究室が開発したシステムを活用している。
*⑤	3	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題の解決を図る専門職のこと。児童・生徒が抱える問題には、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などがある。文部科学省が 2008 年から導入を開始した。
*⑥	3	スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す。

*⑦	4	みやキッズスクール	令和6年度まで、不登校児童・生徒の教育支援センターをフリースクールと呼んでいたが、令和7年度より「みやキッズスクール」に名称を変更した。
*⑧	4	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置された学校を、「コミュニティ・スクール」という。学校運営協議会制度は、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みである。